

行員強かがきのヒロ 挑得勵密悪事商い行い、

### 仮協定書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2014年度（平成26年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

#### 1. 雇用と就労の安定、港湾運送と港湾労働の秩序維持について

- (1) 港運事業者の業域並びに港湾労働者の職域に係る問題は、労使共通の重要課題であり、それぞれ確保・拡大に努力する。  
また、港湾運送事業と密接不可分な事業の規制緩和等に伴い、港湾労働の安定化を著しく阻害する効率化については、反対する。

(2) 適正料金の收受、並びに下払い料金の適正な支払いについて、引き続き元請事業者に対し指導を行う。  
なお、料金研究WGの課題であるモデル原価計算の成案は6月末を目途にまとめ、この取扱いの方向付けに基づき対内・対外に反映できるよう努力する。

(3) 港湾福利分担金の1円（事業者負担分）は復活することとし、その実施時期は事務手続き完了次第速やかに行う。

(4) 三島川之江港の指定港化については、国土交通省及び当該地区関係者に対し、2014年度中に実現するよう働きかける。

(5) 関連専業の労働環境の整備等については、改善に向け、日港協整備部会と関係労働組合との協議を促進する。

## 2. 港湾労働諸条件に係る産別協定の改定について

- (1) あるべき賃金及び基準賃金については、それぞれ設定経緯及びその後の協議経過を踏まえ、労使共通認識に立った上で、これらの水準を含め、「賃金・労働時間問題専門委員会」で協議する。
  - (2) 産別最低賃金については、160,000円（日額6,960円）とする。  
なお、この賃金の適用地域（港）及び適用対象労働者等は、現行通りとする。
  - (3) 週休二日制について、6大港の船内・船側沿岸以外の港湾労働者及びその他の港湾労働者は、4週6休以上とする。  
なお、2020年度までに全港・全職種週休二日制が実現出来るよう指導する。
  - (4) 時間外算定基礎分母について、6大港の船内・船側沿岸労働者は150時間とする。  
ただし、その他の港湾労働者も同様となるよう1年につき1時間減を目途に2025年度までに実現出来るよう指導する。
  - (5) 港湾労働者の定年については、高齢者雇用安定法に基づき理解すると共に、会員各社に対し遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応できる定年制を検討するよう指導する。
  - (6) 賃標準集会について、検査・検討・意見交換会等改善に向け具体的に検討する。

### 3. 安全対策について

港湾労働の安全対策については万全を期すこととし、当面次の事項について中央安全専門委員会で協議する

- ①放射線量検査及び当該港湾作業に従事した港湾労働者の健康診断
  - ②危険物・有害物の取扱いに関する安全対策
  - ③施設・施設周辺のゴミ山火事による漁業筏に対する安全対策

#### 4. 繼続課題等の取り扱いについて

- (1) 地区協議体制の確立問題について  
①北海道・東北・日本海地区については、比較的当事労使が明らかな実態を踏まえて、協議体制について当該地区で協議する。  
②その他の地区については、組織実態から地区単位は困難であるが、当面、港単位での協議体制等について当該港労使で協議する。  
③上記2点の協議状況について労使政策委員会が必要に応じ関与し、適切なアドバイスを行う。

(2) 港湾労働法の全港・全職種適用問題については、引き続き港労法問題検討委員会において協議する。

(3) 労使政策委員会協議事項  
①時間外労働割増率について  
②港湾労働老年金制度の運営について

24

2-2-1-5年(西暦2025年) 4月2日

マを課したり、長時間労働を強いる事例が後を絶たないことだ。格安衣料品販賣大手のユニクロも数年前に正社員化を発表して話題になったがユニクロは新卒社員の二人に一人が三年以内に辞めるという離職率の高さが問題にされた▼大切なのは労働組合が社内の制度作りに関わって働き甲斐のある職場を作ることだ。

は、組合側要求書の主旨説明を行い、二月二十六日の第二回団交では、日港協は、具体的な回答は用意できぬい、一四春闘の交渉に当たって基本的な考え方を述べたとして、産別労使交渉を行つてゐる産業は他になつて、経団連の報告を引用し、産別団交の在り方や賃上げ支払い能力の範囲、春闘終焉、最賃制度廃止などの内容を紹介し、雇用確保と労働条件の改善の両立はあり得ないと述べた。こうした

結果的に国内外物流に多大な影響を及ぼすこととなるため組合は、三月十八日、業界新聞十社を集め、スト行動にかかる共同記者会見を行った。

そして更に、四月六日から  
の全ての日曜日のスト  
動に上乗せ行動を取ること  
を通告し、四月六日、第  
波の実力行使として二十  
時間ストを決行した。

第三回  
四月九日の再開のため長期の休業を要すことを図ることを行ふに對し、「これに對し、『四月九日は再開のため長期の休業を要すことを図ること』」とてきたため、紹介した。

強く求めた。日邦協は再考  
休憩を提案、開会を申し入れ  
組合は了承し、回団交は、四  
ヶ、料金が上  
ら労使は苦勞  
を、港湾利用  
し、納得でき  
へきと強く主  
後、長期休憩  
役トップによ  
行い、一致点  
産別春闘の終結をみ  
果、大筋で了解でき  
が得られ、行動につ  
単組交渉の賃上げ推  
て決定することを伝  
渉を終了した。  
翌日の四月十日に  
術会議を開催し、ス  
除を決定した。そし  
後の単組交渉の妥  
て、三ヶ月に亘る一  
協議した結果とな  
った。





14春闘由中港湾団交 議事録確認

14春闘において、中央港湾団交で協議した日港協の回答及び見解を下記の通り  
議事録として確認する

三

1. 他産業に例のないこの制度(港湾労働者年金制度)は、現状では現行制度の維持・存続に意義がある。
  2. 港湾労働への一般派遣は好ましくなく、現行通りでよいと考える。
  3. 従前から港湾運営会社の港運参入は反対しており、引き続きこの基本姿勢は変わらない。
  4. 日港協としては、昨年(2013年)10月にBCP(事業継続計画)策定支援ツールを全国に提示し、各港・各社で具体化にむけて検討中であり、各地区・各港で関係各機関と連携の上、この促進を図る。
  5. (石綿被害の一義的責任は国にあること)は全く同感であるが、石綿裁判の判例の殆どが石綿被災の本質論に触れていないため、国の責任意識がないこの実態を正すべく、引き続き労使共同で働きかける必要がある。

シヤモ樽

喫茶店子エ  
ーン『スター  
バックス』の  
日本法人が四  
月一日から翌  
約社員八〇〇  
人全員を正社